

## 京都教区の宣教司牧評議会における「議案提出」について

2025年9月26日

†パウロ大塚喜直

京都教区の宣教司牧評議会における「議案提出」の意味と、「議案」とは何か、提出方法について、説明します。

### 1. 宣教司牧評議会への「議案提出」の意味

- ・京都教区の宣教司牧評議会の規約には、(目的) 第3条で、次のように記されています。  
「教区評議会」は、『教区司教の権威のもとに、教区における宣教司牧活動に関する事柄を研究・検討し、それについての実際的な結論を提示することをその目的とする』(教会法 511条)。
- ・したがって、宣教司牧評議会は、教区全体の宣教と司牧の方向性を協議・共有する場です。  
議案提出は、以下のような意味を持っています。
  - 教区全体の課題や提案を共有するための正式な手続き
  - 小教区・ブロック・委員会などの現場からの声を、教区レベルで検討・判断してもらうための橋渡し
  - 教会共同体の一致と協働を促進するための対話の土台
- ・提出された議案は、評議会で審議され、必要に応じて教区の方針や計画に反映されます。  
つまり、議案提出は「教区の歩みをともに形づくる参加のかたち」です。

### 2. 議案の提出

- ・「議案」とは、会議体において審議・検討してほしい内容を明文化した提案文書です。  
京都教区の宣教司牧の観点では、以下のような内容が議案となり得ます：
  - 教区全体で取り組むべきテーマの提案 (例: 災害対応、外国人信徒支援)
  - 宣教活動や司牧方針に関する提案 (例: 若者向けの新しい取り組み)
  - 小教区やブロックでの課題の共有 (例: 外国籍信徒の参加、財政問題)
  - 規約や制度の見直しに関する提案 (例: 評議会の構成や役割の再検討)
- ・議案は、小教区評議会、またはブロック会議で審議されたもので、議案書には、具体的な背景・目的・提案内容・期待される効果などを簡潔に記します。

議案提出は単なる事務的な行為ではなく、「ともに歩む教会 (シノドス的教会)」の実践でもあります。信徒・司祭・修道者がそれぞれの視点から声を上げ、祈りと分かち合いの中で教区の方向性を築いていく、その営みこそが、福音宣教の共同体としての教会の姿です。

どうか、積極的に議案を提出してください。

以上。